

○由仁町地域福祉支援事業条例

平成18年3月24日条例第12号

改正

平成18年9月28日条例第28号

平成19年3月23日条例第5号

平成20年3月18日条例第28号

平成22年3月8日条例第10号

平成22年12月21日条例第30号

平成23年6月30日条例第8号

平成24年3月30日条例第8号の1

平成25年3月21日条例第8号

平成25年6月17日条例第21号

平成25年12月13日条例第32号

平成26年3月11日条例第4号

平成26年12月29日条例第16号

平成27年3月12日条例第14号

平成27年7月6日条例第18号

由仁町地域福祉支援事業条例

(目的)

**第1条** この条例は、在宅生活において支援を必要とする高齢者及び障がい者（児）に対し、介護予防等事業及び生活支援サービスを提供し、これらの者の自立と生活の質の確保を図るとともに、生きがいや健康づくり活動及び介護支援に関する知識の普及啓発により総合的な保健福祉の向上を目的とする。

(事業)

**第2条** 町は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定に基づく地域支援事業で次に掲げる事業

ア 通所型介護予防事業（運動器の機能向上事業）

イ 訪問型介護予防事業（訪問指導事業及び栄養改善の配食事業）

ウ 地域自立生活支援事業（配食サービス）

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条に基づく地域生活支援事業で次に掲げる事業

ア 相談支援事業

イ コミュニケーション支援事業

ウ 移動支援事業

エ 地域活動支援センター事業

オ 日中一時支援事業

カ 生活サポート事業

キ 知的障害者職親委託事業

(3) 前2号に規定する事業以外で、在宅生活への支援として次に掲げる事業

ア 緊急通報装置設置事業

イ 除排雪サービス事業

ウ 生活管理指導短期宿泊事業

エ 障がい者（児）等在宅生活支援事業（配食サービス）

オ 訪問介護自立支援事業（生活管理指導派遣）

カ その他、町長が特に必要と認める事業

(対象者)

**第3条** 前条に規定する事業の対象者は、町内に住所を有する者で次の各号に掲げる者とする。

(1) 前条第1号ア、イ及び同条第3号オに規定する事業は、介護保険法第9条に規定する第1号被保険者で、同法第27条第7項の規定に基づく要介護区分状態に該当しない者

(2) 前条第1号ウに規定する事業は、介護保険法第9条に規定する第1号被保険者又は当該対象者を介護する者

(3) 前条第2号アからエに規定する事業は、総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する者

(4) 前条第2号オに規定する事業は、総合支援法第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を受けた者

(5) 前条第2号カに規定する事業は、総合支援法第4条第1項及び第2項に規定する者のうち、前号以外の者

(6) 前条第2号キに規定する事業は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（以下「知的障がい者」という。）

(7) 前条第3号アに規定する事業は、概ね65歳以上の者かつひとり暮らしのもの又は身体障害者

- 福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者(以下「身体障がい者」という。)、若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に規定する特殊の難病患者(以下「難病患者」という。)でひとり暮らしの者
- (8) 前条第3号イに規定する事業は、概ね65歳以上の者又は身体障がい者、知的障がい者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者(以下「精神障がい者」という。)若しくは難病患者で事業による援護が必要と認められる者
- (9) 前条第3号ウに規定する事業は、介護保険法第27条第7項の規定に基づく要介護区分状態に該当しない者又は要支援1、要支援2若しくは要介護1、要介護2のいずれかの認定を受けた者
- (10) 前条第3号エに規定する事業は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者で事業による援護が必要と認められる者
- 2 町長が特に必要と認める場合については、前項の規定に関わらず前条に規定する事業の対象者とすることができるものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、次の各号の一に該当する場合は、前条に規定する事業の対象者としてしないものとする。
- (1) 疾病等により入院加療が必要な者
- (2) 事業実施者に対し非行のあった場合、又はそのおそれがある者
- (3) 事業の必要性がないと認められる者
- (利用者負担金)

**第4条** 事業の利用者等は、別表で定める利用者負担金を町の指定する方法により納めるものとする。

- 2 第2条第3号イ、ウ及びオに規定する事業の利用者等で生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者(以下「被保護者等」という。)又は第2条第2号に規定する事業の利用者等で被保護者等若しくは地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税非課税世帯に属する者は、前項の規定を適用せず利用者負担金を無料とする。
- (減免又は免除)

**第5条** 町長は、被保護者等又は特に必要があると認められる場合には、前条第1項で規定する利用者負担金の減免又は免除をすることができる。

(事業の委託)

**第6条** 町長は、事業の一部又は全部を委託することができる。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(由仁町高齢者等在宅生活支援事業条例の廃止)

2 由仁町高齢者等在宅生活支援事業条例(平成12年由仁町条例第9号)は、廃止する。

**附 則**(平成18年9月28日条例第28号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**(平成19年3月23日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**(平成20年3月18日条例第28号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年3月8日条例第10号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年12月21日条例第30号)

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**(平成23年6月30日条例第8号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

**附 則**(平成24年3月30日条例第8号の1抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**(平成25年3月21日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

**附 則**(平成25年6月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

**附 則**(平成25年12月13日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月11日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月29日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月6日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

別表（第4条関係）

（単位：円）

事業区分	単位	利用者負担金
通所型介護予防事業 （運動器の機能向上事業）	1回当たり	100
訪問型介護予防事業 （訪問指導事業）	1時間当たり	200
訪問型介護予防事業 （栄養改善の配食事業）	1食当たり	500
地域自立生活支援事業 （配食サービス）	1食当たり	400
訪問介護自立支援事業 （生活管理指導員派遣）	町長が別に定める地域福祉支援事業に 要する費用の額に関する基準	1割
相談支援事業		無料
コミュニケーション支援事業		無料
移動支援事業	町長が別に定める地域福祉支援事業に 要する費用の額に関する基準	1割
地域活動支援センター事業	委託事業所の基準単価	1割

日中一時支援事業	町長が別に定める地域福祉支援事業に 要する費用の額に関する基準	1割
生活サポート事業	町長が別に定める地域福祉支援事業に 要する費用の額に関する基準	1割
知的障害者職親委託事業		無料
緊急通報装置設置事業		無料
除排雪サービス事業	1降雪期間	1,000
生活管理指導短期宿泊事業	町長が別に定める地域福祉支援事業に 要する費用の額に関する基準	1割
障がい者等在宅生活支援事業 （配食サービス）	1食当たり	400

注1 通所型介護予防事業で受託を受けた事業所が定める食費等の費用については、実費とする。

注2 生活管理指導短期宿泊事業の受託事業所が定める食費、居住費、日常生活費等の費用については、実費とする。

注3 地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業の受託事業所が定める食費、日常生活費等の費用については、実費とする。

○由仁町地域福祉支援事業条例施行規則

平成18年3月31日規則第10号

改正

平成18年9月28日規則第27号

平成20年3月28日規則第22号

平成21年9月1日

平成22年12月30日規則第14号

平成23年6月30日規則第13号

平成24年3月30日規則第6号

平成24年10月17日規則第18号

平成25年7月1日規則第28号

平成26年2月19日規則第8号

平成26年3月31日規則第24号

平成27年3月31日規則第11号

平成27年7月10日規則第20号

平成27年12月30日規則第30号

由仁町地域福祉支援事業条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、由仁町地域福祉支援事業条例（平成18年由仁町条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

**第2条** 条例第2条の各号に規定する事業内容は、次のとおりとする。

(1) 通所型介護予防事業（運動器の機能向上事業）は、家に閉じこもりがちで、うつ、認知症等なおそれがある対象者に対して、由仁町健康元気づくり館等で転倒骨折の予防及び加齢に伴う身体機能の低下の予防を図るため、ストレッチ、有酸素運動、運動器具を用いた運動等を行うものとする。

(2) 訪問型介護予防事業は、次のとおりとする。

ア 訪問指導事業は、心身の状況等により前号に規定する事業への参加が困難な対象者に対して、保健師等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する必要な相談及び指導等を行うものとする。

イ 栄養改善の配食事業は、低栄養状態になるおそれのある対象者を早期に発見し、個別的な栄養相談等と合わせ、配食により「食べること」を通じて低栄養状態の改善を行うものとする。

(3) 地域自立生活支援事業（配食サービス）は、低栄養状態や生活習慣病など栄養改善が必要な対象者（前2号の対象者を除く。）に対して、その状況を定期的に把握し、介護予防及び自立した生活を支援するため配食サービスを行うものとする。

(4) 訪問介護自立支援事業（生活管理指導員派遣）は、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立していないなどにより、家に閉じこもり、うつ、認知症等のおそれがある対象者に対し、生活管理指導員を派遣し、保健師と連携を図りながら日常の基本的な生活習慣を身に付けさせる指導及び支援、さらに安否確認や生活相談を行うものとする。

(5) 相談支援事業は、対象者及びその介護者からの相談に応じ、必要な情報提供等、対象者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、次に掲げる事項の支援を行うものとする。

ア 福祉サービス等の情報提供、相談

イ 専門機関の紹介

ウ 各種支援施策に関する助言、指導等

エ ピアカウンセリング

オ 権利擁護のための必要な援助

(6) コミュニケーション支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある対象者に、手話通訳等の方法により、対象者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、対象者の社会参加の支援を行うものとする。ただし、手話通訳者等の派遣時間帯は、原則、午前8時30分から午後5時までとする。

(7) 移動支援事業は、通院を始めとする社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための社会参加など、屋外での移動が困難な対象者に外出の際の移動支援を行うものとする。

(8) 地域活動支援センター事業は、対象者の創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を図るため、地域活動支援センターに通わせ、その能力に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うものとする。

(9) 日中一時支援事業は、対象者の日中における活動の場を確保し、対象者の介護者の就労支援及び介護負担の軽減を行うものとする。なお、本事業の対象者の日常生活動作支援程度による短期入所区分は、日中一時支援事業日常生活動作判定書（様式第21号）により決定するものとする。

とする。

(10) 生活サポート事業は、対象者が地域での自立した生活が営めるよう、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、日常生活に必要な支援（生活支援・家事援助）を行うものとする。

(11) 知的障害者職親委託事業は、対象者の自立更生を図るため、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第3号に規定する職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うものとする。

ア 職親になることを希望する申し出は、知的障害者職親申込書（様式第22号）によるものとする。

イ 町長は、前アに規定する知的障害者職親申込書を受理した場合は、申込者を職親とすることの適否について認定を行い、適当と認められた者を知的障害者職親登録簿（様式第23号）に登録するものとする。

ウ 町長は、前イの規定により、適当と認められた者については、職親申込承認通知書（様式第24号）を、不適当と認められた者については、職親申込不承認通知書（様式第25号）を、それぞれ当該申請者に送付するものとする。

エ 町長は、知的障害者職親台帳（様式第26号）を備え、その管轄する区域内に居住する職親について必要な事項を記載し保管するものとする。

(12) 緊急通報装置設置事業は、健康状態、身体状況又は日常生活に不安のある対象者に対し、緊急通報端末装置を設置し、南空知消防組合由仁支署（以下「消防」という。）に設置する緊急通報センター装置により監視し、急病、災害発生等の緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制をとることにより、生活不安解消及び人命の安全を確保するものとする。

ア 緊急通報装置とは、戸別の端末装置とこれに付属するペンダント型送信機、手元緊急ボタン、熱及びガスセンサー等装置をいう。

イ 設置にあたり対象者は、緊急時に援護を依頼できる近隣居住者（以下「緊急協力員」という。）を2名選任し、その承諾を得るものとする。ただし、対象者が、緊急協力員を自ら選任することが困難であると認められるときは、その者の緊急協力員を町長が選任するものとする。

ウ 緊急協力員及びその家族は、消防から援護要請のあったときは、速やかに利用者の安否確認等の援護にあたり、利用者の状況及びその処理結果を消防に報告するものとする。

エ 緊急通報の発報により救援に出動した消防署員等が、真にやむを得ない理由により家屋の一部を破損したときについて、その修復に係る経費については、利用者の負担とする。

オ 緊急通報端末装置に係る電気料及び電話料金は、利用者の負担とする。

カ 利用者は、自己の責に帰すべき理由により緊急通報端末装置を滅失し、又は破損したときは、これを賠償しなければならない。また、この事業の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与又は担保に供してはならない。

(13) 除排雪サービス事業は、冬期間における除排雪労力の確保が困難な対象者に対し、日常生活の維持、家屋の破損等防止及び緊急時の車両運行の確保等のため、除排雪を行い、安心して在宅生活を送ることができるよう支援を行うものとする。

ア 支援の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) 降雪期間内に対象者宅周辺の除排雪を行う。

(イ) 除排雪作業員及び車両の確保等は、受託者の責任において行う。

(ウ) 除排雪作業を行うのみでなく、対象者の状況確認、コミュニケーションを図るものとする。

イ この事業のうち、次に掲げるものは対象者とししない。

(ア) 当該年度の市町村民税課税世帯に属している者

(イ) 当該年度の市町村民税を課されている者に扶養されている者

(ウ) 対象者又は世帯員のいずれかが自ら除排雪ができると認められる場合

(エ) 対象者宅の除排雪が可能な親族等が近隣に居住している場合

(オ) 施設入所又は長期入院などで冬期間不在の場合

(カ) その他町長が対象者として不適当と認める場合

(14) 生活管理指導短期宿泊事業は、基本的な生活習慣が欠如している対象者を一時的に養護する必要がある場合等に、町が委託する事業所等での短期間の宿泊により、日常生活に対する指導及び支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図れるよう援助するものとする。

なお、利用回数は、1月に7日までとし、やむを得ない事情があると町長が認めるときは、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(15) 障がい者等在宅生活支援事業（配食サービス）は、低栄養状態や生活習慣病など栄養改善が必要な対象者に対して、その状況を定期的に把握し、自立した生活を支援するため配食サービスを行うものとする。

2 前項第1号から第3号に規定する事業については、対象者ごとにアセスメント及びサービス計画等を作成し、事業の実施を図るとともに、事業の達成度等について評価を行うものとする。

3 第1項第5号に規定する事業については、事業の適格な実施を図るため、対象者ごとに相談支

援に関わる記録表を作成し、適切に管理しなければならない。

(利用の申請)

**第3条** 条例第2条第1号(アを除く。)及び第3号(アを除く。)に規定する事業を利用する場合は、由仁町地域福祉支援事業利用申請書(様式第1号の1)及び利用者誓約書(様式第2号)を添え、町長に提出するものとする。

2 条例第2条第2号イからキに規定する事業を利用する場合は、由仁町地域福祉支援事業利用申請書(様式第1号の2)を町長に提出するものとする。

3 条例第2条第3号アに規定する事業(以下「緊急通報装置設置事業」という。)を利用しようとする者は、緊急通報装置設置申請書(様式第3号)に緊急協力員承諾書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を添え、町長に提出するものとする。

(利用の決定)

**第4条** 町長は、前条の申請があった場合は、対象者の状態等を調査の上、利用の可否、実施の方法及び内容を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定したときは、由仁町地域福祉支援事業利用決定通知書(様式第6号)により、申出を却下するときは、由仁町地域福祉支援事業利用申出却下通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前条に規定する申請を決定した場合、利用者の心身状況及び利用者負担金等を必要に応じて由仁町地域福祉支援事業通知書(様式第20号)により委託事業者に通知できる。

4 緊急通報装置設置事業については、第2項の規定を適用せず、町長は、第1項の規定による利用の可否を緊急通報装置決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するとともに、緊急通報装置設置事業に係る緊急協力員依頼書(様式第9号)により緊急協力員に緊急通報装置設置事業の協力を依頼するものとする。また、事業を管理する消防に対し、緊急通報装置利用者登録台帳(様式第11号)により通知するものとする。

(費用の納付等)

**第5条** 条例第4条の規定による利用者負担金は、各事業の利用内容に合わせ、利用単位又は期間ごとに、納付又は町長から事業の委託を受けた事業者を支払うものとする。

(廃止の届出等)

**第6条** 利用者及びその家族は、事業の利用を廃止したいときは、速やかにその旨を由仁町地域福祉支援事業利用廃止届出書(様式第12号)により町長に届出なければならない。ただし、一時的な停止については、連絡で差し支えないものとする。

2 緊急通報装置設置事業については、前項の規定を適用せず、事業の利用を廃止したいとき、若しくは登録内容の一部に変更があるときは、利用者及びその家族は、速やかに緊急通報装置設置廃止・変更届出書(様式第13号)により町長に届出なければならない。

(利用の廃止等)

**第7条** 町長は、前条の届出があったとき、又は条例第3条第3項各号に該当した時は、その内容に応じて、利用の廃止を決定し、その旨を由仁町地域福祉支援事業利用廃止通知書(様式第14号)により届出者等に通知するものとする。

2 緊急通報装置設置事業については、前項の規定を適用せず、町長は、前条の届出があったとき、又は条例第3条第3項各号に該当した時は、その内容に応じて、利用の廃止又は変更を決定し、廃止の場合については、緊急通報装置廃止通知書(様式第15号)により届出者に、緊急通報装置設置事業に係る緊急協力員取消通知書(様式第16号)により緊急協力員に通知し、変更の場合については、緊急通報装置設置変更通知書(様式第18号)により緊急協力員に通知するとともにその旨を消防に連絡するものとする。

(関係書類の整備)

**第8条** 町及び受託業者は、要援護者の負担額の決定、納入金の受払い及び事業の実施状況に関する諸帳簿を整理して備えることとする。

(委任規定)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(由仁町高齢者等在宅生活支援事業条例施行規則の廃止)

2 由仁町高齢者等在宅生活支援事業条例施行規則(平成12年由仁町規則第3号)は、廃止する。

**附 則**(平成18年9月28日規則第27号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**(平成20年3月28日規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年12月30日規則第14号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

**附 則**(平成23年6月30日規則第13号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第6号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月17日規則第18号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日規則第28号）  
この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第8号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第24号）  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第11号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月10日規則第20号）  
この規則は、公布の日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則（平成27年12月30日規則第30号）  
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号の1（第3条関係）

様式第1号の2（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第4条関係）

様式第8号（第4条関係）

様式第9号（第4条関係）

**様式第10号** 削除

様式第11号（第4条関係）

様式第12号（第6条関係）

様式第13号（第6条関係）

様式第14号（第7条関係）

様式第15号（第7条関係）

様式第16号（第7条関係）

**様式第17号** 削除

様式第18号（第7条関係）

**様式第19号** 削除

**様式第20号**（第4条関係）

**様式第21号**（第2条関係）

様式第22号（第2条関係）

様式第23号（第2条関係）

様式第24号（第2条関係）

様式第25号（第2条関係）

様式第26号（第2条関係）